

一般社団法人日本社会福祉学会第 67 回春季大会

目 次

■ 大会プログラム 1

■ シンポジウム
ソーシャルワークの価値再考
—「個人の尊厳」の根拠をどこに求めるか— 2

【シンポジスト】

片山 善博	3
児島亜紀子	5
熊谷晋一郎	7

日本社会福祉学会第 67 回春季大会

プログラム

■ 13:00～13:10

開会あいさつ 金子 光一（日本社会福祉学会会長・東洋大学）

■ 13:10～16:50

シンポジウム

「ソーシャルワークの価値再考—「個人の尊厳」の根拠をどこに求めるか—」

□ コーディネーター企画趣旨説明 (13:10～13:20)

大谷 京子（日本福祉大学）

□ シンポジスト発言 (13:20～14:40)

片山 善博（日本福祉大学）

児島亜紀子（大阪府立大学）

熊谷晋一郎（東京大学 先端科学技術研究センター）

— 休憩 — (14:40～15:00)

□ コメンテーター発言 (15:00～15:20)

岩崎 晋也（法政大学）

□ 質疑応答・ディスカッション (15:20～16:50)

■ 16:50～17:00

閉会あいさつ 木原 活信（日本社会福祉学会副会長・同志社大学）

* 敬称略

* プログラムの進行上、時間は多少ずれる場合がありますのでご了承ください。

シンポジウム

「ソーシャルワークの価値再考 —「個人の尊厳」の根拠をどこに求めるか—」

【シンポジスト】

片山 善博（日本福祉大学）

児島亜紀子（大阪府立大学）

熊谷晋一郎（東京大学 先端科学技術研究センター）

【コメンテーター】

岩崎 晋也（法政大学）

【コーディネーター】

大谷 京子（日本福祉大学）

趣旨

社会福祉が前提として置いている「個人の尊厳」は、どのような根拠をもとに説明できるのでしょうか。ソーシャルワークの専門職の価値観としても基礎であり、実践においても拠り所となる「個人の尊重」を、社会福祉の立場では、自明のものとしています。しかし、なぜ「個人は尊重されるべきだ」といえるのでしょうか。ソーシャルワークの専門性の基盤とされる価値観について、解き明かす言葉を私たちは持っているでしょうか。

本シンポジウムでは、ソーシャルワークの価値観を、異なる領域から吟味し、ソーシャルワークの根幹を確認する場にしたいと考えています。

本来、春大会では「社会的アピールを込めた今日的テーマ」を取り上げるところですが、格差が広がり、排他的空気が顕在化している現在だからこそ、社会福祉学会としてあらためて「個人の尊厳」という根源的課題について議論したいと思います。

1. はじめに

一般に人権は法的概念、尊厳は道徳的・倫理的概念として理解されてきた。それだけに、定義の困難な概念である。その一方で、尊厳は、差別や排除に抵抗する規範としても期待されている。そのような尊厳概念がどのような根拠に基づくものなのか、考えてみたい。

2. 哲学史に見る「尊厳」概念

- (1) 哲学史のなかで「尊厳」概念の位置付けとは。例えば、岩波書店の『哲学事典』には「尊厳」という項目はない。カントが論じた程度で、他の多くの哲学者は主題的に取り上げていない。
- (2) しかし「尊厳」は、第二次大戦後「世界人権宣言」、「ドイツ基本法」などの重要な概念として明記される。近年は、出生前診断、遺伝子研究、尊厳死などに関する生命倫理の中で論じられることになるが、多義的に使用されている。
- (3) ここ数年は、岩波書店の『思想』で「尊厳」についての特集が組まれるなど、尊厳のアクチュアリティに目を向けた研究も
- (4) ただし尊厳概念の十分な根拠づけについては、今後の課題。カント的な枠組みをどう理解するか。あるいはこれとは異なるアプローチの可能性は

3. カントの尊厳概念の妥当性？

- (1) カントは、尊厳の根拠を人格にみる（自らの行動原則（格率）がすべての人に妥当する法則であるように立法し、それに従うことが自律。こうした人格において、互いが相手を単なる手段として扱わず常に同時に目的として扱うような目的の國（理想的な共同体）が成り立つ。
- (2) また、カントの「自律」は、パーソン論で出てくるような自己決定ができる能力とは異なり、その決定が万人に妥当するかどうかが問われているため、（互いの人格を尊重し合う）理想的な共同性を形成する原理ともなっている。
- (3) しかし、カントのように、尊厳を個人に内在する能力と考えることは妥当か。カントの場合は、普遍的な立法ができる人格の能力が想定されている。この想定は、多様な存在を認めていこうとする現代においてはそのまま通用しない（この点はカント研究者も気づいているし、現代にも通用するようにカントの尊厳概念の再解釈もなされている）
- (4) カントとは異なるアプローチとして、承認論の枠組みで尊厳を考える論者もいる（例えば、ドイツの学者クヴァンテなど）→相互に尊重するという行為を通して与えられるもの（尊厳は、個人に内在的なものではなくなる。なぜ尊重するのかの根拠も必要）

4. 個人に内在する関係概念としての尊厳（ヘーゲルの哲学を参照して）

- (1) ヘーゲルによると人格そのものが共同的な性格をもつ。共同性から切り離した人格は、

形式的・抽象的なものに過ぎない。人格のある種の能力も個人に内在する能力ということはできない。その能力も共同体のなかで成り立つものだから。

- (2) 原理的に私と他者は、排除し合いながらも密接不可分の関係にある（磁石の S 極と N 極のようなもの）→潜在的に互いが互いを認め合う相互承認が成り立っている（私は他者を欲望（消費）しようとするが、そうできない他者の存在を認めたとき、私に自立の可能性が生まれる。欲望の対象となり得ない他者が私を認めたとき、私は自立する。自他の相互承認によって、私と他者の自立は依存しながら同時に自立する）→私は本質的に他者性を保持している→この内在性は、具体的な他者との関係の中で具体化される。
- (3) 現実には、各人は自らの承認のみを求める→承認される人々と承認されない人々の分断、あるいは社会規範に自らを適合させることでの適合できない人々の排除。この他者たちを認めるか認めないかが問われる→認めないと自分の存在根拠を失う→しかし認めるることは自分のよって立つ価値を転換（否定）することを意味する→この否定が他者の価値意識も転換させる。こうした相互承認によって社会規範が問い合わせられる→こうした共同性を原理とする人間存在のあり方（相互承認において、自分の自立を確信し、自立がなんであるかを共同体において吟味し、具体化する人間のあり方）に尊厳の根拠を見いだすことができる。その意味で尊厳は、絶対的な価値を持つ。
- (4) しかし、この「尊厳」も人間の相互性に基づき、それを担保する自己意識（自意識）が想定。より根源的な「尊厳」概念の根拠を問う必要性？自己より他者の存在を重視した「尊厳」概念を考えるべきか（例えばレヴィナス）

5. 尊厳概念の有効性

- (1) 20世紀初頭の人間の選別（生きるに値しない生命）、優生思想の蔓延→アウシュビッツ、パーソン論の登場、また市場原理主義社会における能力主義の蔓延、日常的な場面でおこる差別の中で排除された人々に尊厳を認めること→自らの価値観や規範を問い合わせし、それぞれが自立できる共同体を形成すること
- (2) 社会の支配的な価値観や規範を他者とともに問い合わせるものとして「個人の尊厳」は機能する。

参考文献

Hegel.G.W.F. *Phänomenologie des Geistes*. Hamburg,Felix Meiner Verlag, /1988.

Sandkühler, H. J. *Enzyklopädie Philosophie*,Band1/A-N/Hamburg/Felix Meiner Verlag, /1999.

加藤泰史「尊厳概念史の再構築に向けて—現代の論争からカントの尊厳概念を読み直す」『思想「尊厳」概念のアクチュアリティ』第 1114 号/pp8~pp33/2017 年

加藤泰史編『尊厳概念のダイナミズム 哲学・応用倫理学論集』法政大学出版局/2017 年

カント、イマヌエル『実践理性批判』作品社/熊野純彦訳/2013 年

クヴァンテ、ミヒヤエル『人間の尊厳と人格の自律』加藤泰史監訳/2015 年

蔵田伸雄「カント倫理学と生命倫理 「人間の尊厳」という価値」牧野英二編『新・カント読本』法政大学出版局/pp267~pp278/2018 年

児島亜紀子（大阪府立大学）

1. ソーシャルワークにおける尊厳の思想的基盤とソーシャルワーク倫理への展開

ソーシャルワークにおいて「尊厳を尊重する」ということは、社会正義やいわゆるウェルビーイングの推進と並ぶ、普遍的な価値と目されてきた。「尊厳」自体は抽象的な概念であるが、ソーシャルワークの文脈では「ひとりの人として各人を尊重すること、すべての人を等しく価値あるものとして遇すること、個人や集団（やしばしば利用者）が自己決定を行う権利を尊重すること」として捉えられてきた（Banks 2012=2016: 70）。ここからもうかがえるように、ソーシャルワークにおける尊厳概念は、カント派のテーマと密接に結びついている。近年の調査で、ケアの専門職に「尊厳あるケア」の意味を尋ねたところ、最も重要な要素としてあげられたのが「尊重」「個人として扱われること」「意思決定に関与すること」「プライバシーに配慮すること」（Cairns et al. 2013）であったことからも、カント派の原理がこんにちもなお健在であることがわかるだろう。

2. いわゆるソーシャルワーク関係と尊厳概念との結びつき

ソーシャルワークにおいて、個人の尊厳が当初より重要な価値としておかれていたとはいがたい。よく知られているように、初期の COS では悪の予防と排除、人びとの義務と責任と愛による道徳的コミュニティの形成が強調されていた。個人の価値や尊厳の重要性を道徳的な関心事として位置づけていたのは Richmond である（Bisman 2004）。彼女は、訪問者とクライエントの関係こそが支援の成功を決定づけると考えていた。かかる考え方はこんにちまでソーシャルワークに継承されている。上述した Cairns らの調査でも、支援者らは患者との関係性が「尊厳あるケア」を決定づけると捉えていた。

カント派の道徳哲学に依拠しつつ、いわゆるケースワーク関係に着目し、支援の「原則」を記述したのが Biestek である。Biestek のリストにいう個別化、自己決定、非審判的態度は、すべてカントの「人間の尊重」原理と接続する。ソーシャルワークにおいて、関係性と尊厳概念はつねに一体のものとして把握されてきたといっても過言ではない。

3. ソーシャルワークが尊厳の根拠を探ると…

一方で、尊厳の根拠を正面から問うことについて、ソーシャルワークは積極的でない／なかつたといえそうである。カント主義に依拠したソーシャルワーク倫理にしろ、カント主義を批判する功利主義的な立場にしろ、「自由に行行為する個人」を前提とした倫理アプローチに立脚する場合（それらはソーシャルワーク倫理において伝統的な考え方である）、当該個人の意思の自律、もつというなら自律する能力の有無という、ソーシャルワークにとって両刃の剣である問題へと横滑りしかねない。

尊厳概念をカント的に捉えた場合、問い合わせは「そもそもなぜ、われわれの何が尊重に値するのか？」ということになろう。この点に関し、現在の論争状況は「持参金コンセプト」と「能

力コンセプト」のせめぎあいであるとされる（加藤 2017）。人間は出生とともに卓越した道徳的地位を持つとする前者は「神学的正当化」に陥るがために普遍的妥当性を持ちえない。一方後者は、人格の尊厳の根拠を理性や自由意思といった特定の能力に求めるため、「尊厳に相応しい功績を生み出しえない人間」に対して、「生きるに値しない生命」という帰結をもたらす危険がある（前掲：16-17）。これが「すべての人には等しく尊厳がある」ことを謳うソーシャルワークの価値と相容れないことはいうまでもない。

尊厳概念を「能力コンセプト」の文脈で捉えたとたん、ソーシャルワークと「合理的な近代化政策」（米本 2000）としての優生政策・優生思想との近接性など、ソーシャルワークにとって馴染み深くもあるがやっかいな問題が浮上してくる。

ソーシャルワークは「尊厳の根拠への問い合わせ」に正面切っては答えられそうにない。仮にそうした問い合わせを差し向けても、「尊厳があること」をひとまず前提に描きながら、どのような知が／政策が／具体的な支援が人間の尊厳を維持するのに資するかを考えていくのが専門職に課せられたミッションであると述べるにとどまるのではないだろうか。

ここで、90 年代から 2000 年代初頭にかけて起こった、ポストモダン思想に基づく相対主義的言説や普遍主義批判に対する伝統的ソーシャルワークの反発と困惑、および批判的省察というかたちでの収束（昇華？）を想起されたい。ソーシャルワークは、そのレゾン・デートルを搖るがすような問い合わせには直接答えないかわりに、提出された批判を反省的に取り込み、可能な限り専門職の省察に生かすというやり方を取ってきた。それはソーシャルワークの生き残り戦略であったともいえよう。

4. 改めて、尊厳に根ざしたソーシャルワークに向けて

根拠を直接問わないとはいえる、長く伝統としてきた観念が再考を余儀なくされるたびに、ソーシャルワークがある程度柔軟に応えてきたことは確かである。今後、フェミニストによるケアの倫理など、自律概念を脱構築する視点をさらに受容したり、反抑圧ソーシャルワークに見られるような政治的観点を摂取したりするなど、理論面に限ってみても、尊厳ある生の実現を図るためにソーシャルワークがなすべき課題は多いと思われる。

参考文献

- Ethics and Values in Social Work (Banks, S./Palgrave Macmillan/ pp.52~70/ 2012=2016.7.15、石倉・児島・伊藤監訳『ソーシャルワークの倫理と価値』法律文化社)
- Social Work Values: The Moral Core of the Profession (Bisman, C./The British Journal of Social Work/ 34: 1/ pp.109~123/ 2004)
- The meaning and importance of dignified care: Findings from a survey of health and social care professionals (Cairns, L., et al./ BMC Geriatrics/ 13:28/ 2013
[https://bmccancer.biomedcentral.com/articles/10.1186/1471-2318-13-28\)](https://bmccancer.biomedcentral.com/articles/10.1186/1471-2318-13-28)
(2019/04/19 閲覧)
- 尊厳概念史の再構築に向けて（加藤泰史／思想／1114／pp.8~33／2017）
- 優生学と人間社会（米本昌平ほか／講談社現代新書／pp.14~275／2000）

暴力の問題から尊厳の条件を数え上げる

熊谷晋一郎（東京大学）

1. 尊厳と暴力

暴力とは、他者の尊厳を破壊する振る舞いである。だとすれば、暴力が発生する状況を考えることで尊厳の条件が明らかになるだろう。

本発表では、一般に、1) 障害をもつ人々への暴力がどのような条件下で生じやすくなるか、2) どのような状況で人は暴力の加害者になりやすいか、という2つの問い合わせについて調査をした先行研究を概観する。

2. 暴力のリスク要因

先行研究を概観すると、障害をもつ人々への暴力が発生する条件は、①障害者に帰属される要因、②加害者に帰属される要因、③環境要因の3つに大別される。

まず、①障害者に帰属される要因には、「移動能力の低さ（虐待から避難しにくい）」、「言語障害（虐待の事実があったことを伝えられない）」(Verdugo et al., 1995)がある。後者については、加害者が、障害児者が虐待の証言をできないことや、証言を周囲が信用しにくくことを見越しているという証拠も報告されている(Hershkowitz et al., 2007)。また、発達障害などの見えにくい障害は、見えやすい障害よりも虐待を受けやすいという報告もある(Verdugo et al., 1995)。見えにくい障害は医療者によって診断されにくく、養育者に必要な情報やサポートを提供するタイミングが遅れやすいだけでなく、身体的兆候がないため、わざと反抗していると周囲に誤解されやすい(Vig and Kaminer, 2002)。以上を要約すると、移動とコミュニケーションが制約され、限定された支援者に依存先が独占された密室で、暴力が起きているといえる。

次に、②加害者に帰属される要因として、まず家族や支援者など、障害者に対するケア責任を集中的に課せられている者が加害者になりやすいという点は、極めて重要である(Chamberlain et al., 1984)。また、養育者や支援者が、ストレス、経済的困窮、パートナーとの不和、職場でのストレス、疲労、孤立を経験していると、虐待のリスクが上昇する(Fisher et al., 2008)。とくに、経済的困窮に関しては、障害者を家族に持つ世帯の約30%が、就労時間を減らしたり離職したりせざるを得ない状況(Looman et al. 2009)を加味すると、家族内のみでケアを引き受けるのではなく、ケアの社会化を実現することの重要性が示唆される。つまり、加害者もまた、過度なケア負担を軽減してくれるような依存先を社会から調達できず、社会から孤立しがちである様子が見て取れる。

最後に③環境要因であるが、地域コミュニティの外部にある特殊な専門機関に囲い込まれた支援環境では、虐待のリスクが高まり、発見もされにくくなるということが分かっている(Hibbard and Desch, 2007)。また、利用者とサービス提供者との間に、権力とコントロールの不均衡がある施設や、利用者を人間的に扱わない文化を持つ施設、地域との交流の少ない

施設、虐待の報告とモニタリングが手続き化されていない施設では、暴力が発生しやすいことが知られている(Steinberg & Hylton, 1998)。地域コミュニティから隔離され、ケアの依存先が、民主的な運営のなされていない専門化された支援環境に独占されている状況で、暴力が起きやすくなるということが分かる。

3. 社会資源の冗長性と暴力

被害者側からアプローチしても、加害者側からアプローチしても、地域コミュニティから排除され、社会的に孤立し、依存先(生きていくのに必要な、頼れる物的・人的資源)が一部のモノや人に集中しているとき、人は、暴力に巻き込まれやすくなるといえる。言い換えると、ケイパビリティ集合の大きさの多寡だけでは暴力への脆弱性をうまくとらえることはできず、一つのケイパビリティを実現するためにいくつの依存先が用意されているか、すなわち配分された社会資源の冗長性を重視する必要がある。

専厳に力点を置くソーシャルワークは、この冗長性を重視する必要がある。

参考文献

- Chamberlain, A., Rauh, J., Passer, A., McGrath, M., & Burkett, R. (1984). Issues in fertility control for mentally retarded female adolescents: Sexual activity, sexual abuse and contraception. *Pediatrics*, 73, 445-450.
- Fisher, M. H., Hodapp, R. M., & Dykens, E. M. (2008). Child abuse among children with disabilities: What we know and what we need to know. *Int Rev Res Mental Retardation*, 35, 251-289.
- Hershkowitz, I., Lamb, M., & Horowitz, D. (2007). Victimization of children with disabilities. *Am J Orthopsychiatry*, 77, 629-635.
- Hibbard, R. A., & Desch, L. W. (2007). And the committee on child abuse and neglect and council on children with disabilities. Maltreatment of children with disabilities. *Pediatrics*, 119, 1018-1025.
- Looman, W. S., O'Conner-Von, S. K., Ferski, G. J., & Hildenbrand, D. A. (2009). Financial and employment problems in families of children with special health care needs: Implications for research and practice. *J Pediatr Health Care*, 23, 117-125.
- Steinberg, M. A., & Hylton, J. R. (1998). Responding to maltreatment of children with disabilities:A trainer's guide. Portland, OR: Oregon Institute on Disability and Development, Child Development & Rehabilitation Center, Oregon Health Sciences University.
- Verdugo, M., Bermejo, B. G., & Fuertes, J. (1995). The maltreatment of intellectually handicapped children and adolescents. *Child Abuse Negl* 19, 205-215.
- Vig, S., & Kaminer, R. (2002). Maltreatment and developmental disabilities in children. *J Dev Physical Disabil* 14, 371-386.

日本社会福祉学会第 67 回春季大会

■ テーマ：「ソーシャルワークの価値再考—「個人の尊厳」の根拠をどこに求めるか—」

■ 趣旨：

社会福祉が前提として置いている「個人の尊厳」は、どのような根拠をもとに説明できるのでしょうか。ソーシャルワークの専門職の価値観としても基礎であり、実践においても拠り所となる「個人の尊重」を、社会福祉の立場では、自明のものとしています。しかし、なぜ「個人は尊重されるべきだ」といえるのでしょうか。ソーシャルワークの専門性の基盤とされる価値観について、解き明かす言葉を私たちは持っているでしょうか。

本シンポジウムでは、ソーシャルワークの価値観を、異なる領域から吟味し、ソーシャルワークの根幹を確認する場にしたいと考えています。

本来、春大会では「社会的アピールを込めた今日的テーマ」を取り上げるところですが、格差が広がり、排他的空気が顕在化している現在だからこそ、社会福祉学会としてあらためて「個人の尊厳」という根源的課題について議論したいと思います。

■ 主催：一般社団法人日本社会福祉学会

■ 日時：2019 年 5 月 26 日（日） 13:00～17:00（受付 12:00）

■ 会場：東洋大学 白山キャンパス 1号館 1305 教室

■ 参加費：事前申込：1,000 円 当日：1,500 円

* 但し、学生（大学生・大学院生）の方は、会員・非会員を問わず、参加費を免除しますので、受付で学生証を提示してください。

■ プログラム：

* 敬称略

* プログラムの進行上、時間は多少ずれる場合があります。

【全体司会】山縣 文治（関西大学）

開 始 13:00

開会あいさつ 金子光一（日本社会福祉学会会長・東洋大学）

シンポジウム

「ソーシャルワークの価値再考—「個人の尊厳」の根拠をどこに求めるか—」

【シンポジスト】片山善博（日本福祉大学）

児島亜紀子（大阪府立大学）
熊谷晋一郎（東京大学 先端科学技術研究センター）
【コーディネーター】 大谷 京子（日本福祉大学）
【コメントーター】 岩崎 晋也（法政大学）

閉会あいさつ 木原活信（日本社会福祉学会副会長・同志社大学）
終了 17:00

* 同日 10時から正午まで、定時社員総会が開催されます。

代議員でなくても会員であれば参加できますので、多くの会員の皆様のご参加をお待ちしています。

■参加申込み方法

本大会から Web による事前参加申込を行います。
学会 HP の第 67 回春季大会案内のページ (<http://www.jssw.jp/event/conference.html>) からアクセスし、必要事項を入力の上、申込を完了してください。
申込完了後、申込完了通知メールが配信されます。参加費納入先は郵便振替口座です。
口座情報は申込完了通知メールに記載されていますので、期限内に振込を完了してください。
* 手話通訳が必要な方は、事前にヘルプデスクまでご連絡ください。

■申込み・連絡先

一般社団法人日本社会福祉学会大会ヘルプデスク
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター
TEL : 03-6824-9385
FAX : 03-5227-8632
E-mail : jssw-spring@bunken.co.jp